

# 黒松内町国土強靱化地域計画



令和 2年 3月

黒松内町

はじめに

わが国は、これまでに伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震、北海道内でも平成30年9月の胆振東部地震とこれに伴うブラックアウトなど度重なる大災害により、甚大な被害がもたらされてきました。特に近年は、地球温暖化が要因と指摘される異状気象に見舞われ、北海道においても夏季の熱暑や台風上陸も珍しくない状況となっています。

このような想定外とも言える大規模自然災害の歴史を振り返ると、これまでに様々な対策を講じてきたものの甚大な被害により住民生活に不自由を強い、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これらを避けるためにはとにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取り組みが重要となります。

このような理念から、国においては平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づく、国土強靱化基本計画を策定しました。

このため、今後、発生が予測される「大規模地震」「豪雨・豪雪」などの大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靱な地域」を構築するために「黒松内町国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を強靱化に関する指針として活用し、国、北海道、関係機関と一体になって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進していきます。

令和2年3月

## 第1章 黒松内町国土強靱化の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	4
3	計画の基本方針	5
4	計画の基本目標	5

## 第2章 黒松内町の地域特性

1	位 置	6
2	地 勢	6
3	気 候	6
4	人口動態	6
5	地上交通状況	7
6	災害履歴	7
7	想定災害と被害	9

## 第3章 脆弱性評価の実施

1	脆弱性評価の指針	10
2	評価の方法	10
3	評価の実施手順	10
4	想定するリスクの設定	10
5	リスクシナリオ	11
6	施策分野の設定	12
7	脆弱性に対する施策分野の評価	14
8	脆弱性評価の結果	19

## 第4章 強靱化の推進方針

1	計画の推進期間など	20
2	施策の重点化及び推進方針	20
3	施策の進捗管理	20

## 別 紙

基本目標		21
リスクシナリオ及び重点化施策		21
関連事業一覧		22

## 第1章 黒松内町国土強靱化の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

国は平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこの地震に伴う原子力発電所の事故を契機に平時から大規模災害への備えが最重要課題であると認識し、平成25年12月11日に大規模自然災害に関する防災・減災を目的とした国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律95号・以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づき国土強靱化基本計画を策定した。

この基本法では、地方公共団体の責務として「第4条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ「第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。

国土強靱化の理念として、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」推進が求められている。

- 人命の保護が最大限図られること
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

本町においては、町の最上位計画である「黒松内町総合計画」にて町が取り組んでいく施策や方向性を示しているが、今回策定する「黒松内町国土強靱化地域計画」は、黒松内町地域全般における強靱化に関する指針として位置づける。

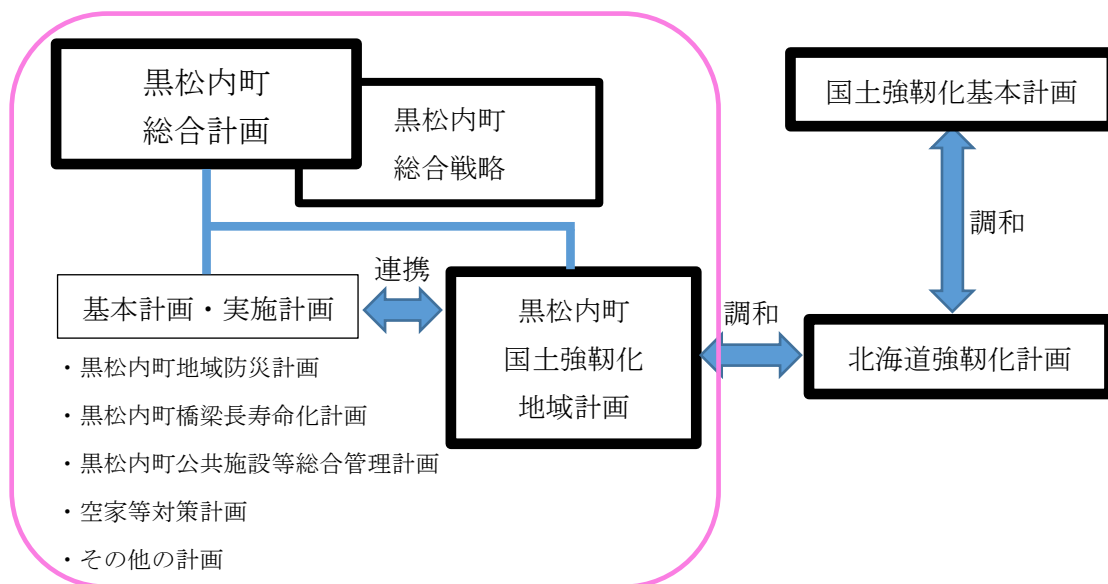
また、「黒松内町地域防災計画」との関係については、地域防災計画では地震や風水害、雪害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画がまとめられているが、「黒松内町国土強靱化地域計画」は、災害ごとの対処方法をまとめるものではなく、考え得る自然災害を見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることを避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくことを目的とするもので、災害発生前の対策が主となる。

なお、この他にもまちづくりに関する各種計画が策定されているが、今回策定する「黒松内町国土強靱化地域計画」で示す指針に基づき、必要に応じて各種計画の指針の見直しを行うこととする。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に係る部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点

的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な観点に立って一体的に推進する。



### 3 計画の基本方針

本町には、国内発生確率が高位である「黒松内低地断層帯」の活動に起因すると予想される直下型巨大地震及び2級河川「朱太川」とその支流の河川が大雨等により引き起こす内・外水氾濫の2つの脅威が顕在する。

今後、想定される巨大地震、豪雨・暴風雨、豪雪等の自然災害に対し、人命保護最優先で、災害を軽減し、早期復旧を図るうえで、以下の4点を基本方針として黒松内町国土強靱化地域計画を策定する。

- 人命保護の最優先と町民財産の保護
- 生活上最低限必要となるインフラ（電気、ガス、上下水道、燃料等）の保全と確保
- 地域経済維持上、最低限必要となるインフラ（道路交通、情報通信等）の保全と確保
- 公共施設の保全

### 4 計画の基本目標

いかなる災害が発生しても基本方針に基づき、以下の基本目標を達成できるよう国土強靱化地域計画の取組を推進する。

- ◎ 人命の保護が最大限図られること
- ◎ 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ◎ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ◎ 迅速な復旧復興がされること

## 第2章 黒松内町の地域特性

### 1 位置

黒松内町は、北海道南西部、後志管内の南端にあり、札幌市と函館市のちょうど中間点に位置し、渡島管内長万部町、胆振管内豊浦町、後志管内蘭越町、寿都町、島牧村の3地域5町村に隣接している。

また、北は寿都町を経て日本海を望み、南は長万部町を経て太平洋を望んでおり、わずかな距離で直接海岸線に接することがない特殊な地域となっている。

### 2 地勢

本町は、高山や平野が少なく、中央部を流れる朱太川とその支流となる黒松内川や熱郭川沿いの平野部を除くとほとんどが丘陵地となっている。

市街地はJR黒松内駅周辺に形成されている（全町民の約70%以上が集中）ために幹線道路からは離れた所に位置している。そのため緑地や河川などの良好な自然が比較的多く見られる。

また、熱郭駅周辺の白井川地区にも「まち」の集積がみられるが、その他の地域では低密度で集落が散在している。

特に市街地の大半は低地（海拔20～30m）のため、大雨や河川増水による内水氾濫に対し脆弱である。

### 3 気候

気象条件は、日本海と太平洋の双方からの影響を受けるため、春から夏にかけて南南東の風が噴火湾で発生する濃霧を運び、低温となる独特の現象がみられる。冬には反対に日本海からの北北西の風が大量の雪をもたらし、厳寒となる。

年平均気温は後志管内平均より低い7.2℃、年平均降水量1,457mmであり、また、降雪量にあっては2月だけで3mを超え、年平均積雪量も133cmとなり、道南における多雪地帯と言われている。冬季にあっては、道路交通網を維持することが住民生活・物流に必須である。

### 4 人口動態

本町の総人口は減少が続き、住民基本台帳に基づく令和元年（2019年）12月1日現在の総人口は2,784人となっている。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いており、増加傾向だった高齢者人口（65歳以上）は平成27年（2015年）から減少に転じている。世帯数は平成12年（2000年）からおおむね横ばいに推移してきたが、令和元年（2019年）の住民基本台帳による世帯数は1,487世帯と増加に転じている。世帯あたり人員（総人口÷世帯数）は、平成12年（2000年）から減少傾向が続いており、核家族化や単身世帯化が緩やかに進行していることが伺える。

また、人口を旧小学校校下の7地域別に見ると、中心市街地の黒松内地域を除き、55才以上の人口割合が5割を超え、白井川地域と豊幌地域にあっては65歳以上の人口割合が約6割となるなど、地域コミュニティの維持が困難な状況となっている。

## 5 地上交通状況

本町は、道央と道南を接続する地上路線すなわち、国道5号（内陸～太平洋沿岸）、国道37号（太平洋沿岸）、国道229号（日本海沿岸）、道道5路線、道央自動車道及びJR函館本線が存在する地上交通網の要衝である。

南北（日本海：寿都町～太平洋：長万部町間約28km）の移動も容易であり、物流や観光ルートが集約される町で、四季に関係なく交通量が多い地域である。

また、本町はUPZ圏外であることから、泊原子力発電所における放射線関連事態生起時にはUPZ圏内の住民避難の道央・道南への移動ルートになっている。

特に上記3国道については、巨大地震や大雨等自然災害において、①国道5号：目名峠付近における法面崩落及び経路上の橋梁破壊 ②国道37号：トンネル崩落 ③国道229号：トンネル崩落及び津波被害が予想される。各国道相互にとっての迂回路は数線（道道）あるものの、本町に大規模災害が発生した場合の物資・人員輸送に多大なる影響がでる可能性は否定できない

以上のように、本町における主要国道である国道5号、国道37号、国道229号の維持管理・整備については、住民の日常生活はもちろんのこと事態生起時における輸送・移動機能発揮の観点からも「安全性の確保」、「物資輸送道路の確保」が重要となっている。

## 6 災害履歴

年月日（西暦）	種別	被害状況
明治14年 秋 (1881)	大雨	大雨のため朱太川洪水
明治35年 9月 (1902)	暴風雨	中ノ川校舎破壊
明治37年 6月30日 (1904) 7月10日 8月2日 9月21日	大雨	大雨のため朱太川洪水
明治41年 1月8日 (1908) 9日 11日 12日	大雪	猛吹雪
明治44年 7月26日 (1911)	大雨	大雨のため朱太川洪水
大正2年 8月27日 (1913)	暴風雨	目名～熱郭間にて列車が河中に転覆、死者7名、負傷者67名
昭和20年 3月17日 (1945)	大雪	豪雪のため寿都鉄道が3ヶ月にわたって不通となり、作開小の児童生徒が除雪活動を行う。
昭和23年 9月 (1948)	大火	市街地大火、焼失家屋33戸、39世帯、被害者206人
昭和49年 4月 (1974)	大雪	融雪災害、被害総額1億2,800万円

年 月 日 (西曆)	種 別	被 害 状 況
昭和 50 年 8 月 (1975)	暴風雨	台風 5 号の影響により、被害総額 8 億 1,500 万円に及び、激甚災害地区に指定
昭和 56 年 8 月～9 月 (1981)	暴風雨	台風 15 号及び 18 号 (ほぼ連続) 床上浸水 10 棟、床下浸水 30 棟 土木河川・道路被害 49 ヲ所 被害総額 6 億 8,000 万円
昭和 60 年 9 月 (1985)	暴風雨	台風 13 号 床上浸水 1 棟、床下浸水 14 棟 農地被害及び土木河川・林業・道路被害箇所多数 被害総額 10 億 3,000 万円
平成 5 年 8 月 (1993)	地 震	北海道南西沖地震 一部破損住宅 114 棟、114 世帯、被害者 278 人 全壊非住宅 1 棟、農地被害 1.9ha 農業用施設被害 956 m <sup>2</sup> 、営農施設被害 3 ヲ所 土木河川被害 1 ヲ所、道路被害 12 ヲ所 被害総額 1 億 7,448 万円
平成 16 年 9 月 (2004)	暴風雨	台風 18 号 一部破損住宅 5 棟、5 世帯、被害者 7 人 全壊非住宅 3 棟、一部損壊非住宅 47 棟 農作物被害 7ha、営農施設被害 12 ヲ所 林業被害 67.79ha (道有林 54.48ha、町有林 13.31ha) 公共施設被害 6 棟 被害総額 3,520 万円 (道有林除く 1,281 万円)
平成 18 年 2 月 (2006)	大 雪	平成 17 年 12 月～平成 18 年 2 月にかけての大雪 全壊非住宅 5 棟、一部損壊非住宅 10 棟 (被害総額算定せず)
平成 22 年 8 月 (2010)	大 雨	温泉水貯蔵タンク浸水 施設等の合併浄化槽浸水 側溝及び横断管の土砂詰まり 一部農地冠水 被害総額 87 万円



年 月 日 (西暦)	種 別	被 害 状 況
平成 29 年 9 月 (2017)	暴風雨	台風 18 号 軽傷 1 人、浸水被害 9 世帯 農地冠水 80ha、土木河川被害 4 ヲ所 道路被害 11 ヲ所、公共施設被害 2 ヲ所 社会福祉施設 1 ヲ所 被害総額 1,614 万円
平成 30 年 9 月 6 日 (2018)	地震 大規模 停 電	北海道胆振東部地震 本町震度 3 (震源域は震度 7 (道内初)) 上記地震を主因とする全道停電 (ブラックアウト) 03:25 停電発生→7 日 22:47 全面復旧 (約 44 時間) 人的被害なし、廃棄乳 17,680 ㍻

## 7 想定災害と被害

町内で想定される災害としては、

- (1) 直下型巨大地震による建造物倒壊、道路・橋梁崩壊、土砂崩れ・地滑り、上下水道管路の破損、電柱倒壊及び電線・光回線断線等
- (2) 朱太川 (同支流含む。) の内・外水氾濫による建造物浸水・倒壊、耕作地冠水及び崩壊
- (3) 豪雪による建造物倒壊、除排雪用重機の破損、電線・光回線断線及び道路途絶等交通障害
- (4) 暴風による電柱倒壊、電線・光回線断線、建造物 (ビニールハウス含む。) 倒壊及び・森林の風倒被害等
- (5) 上記の災害による住民等の死傷・健康被害

以上の災害が本町又は近隣市町村で発生した場合、重要幹線道である国道 5 号、国道 37 号及び国道 229 号を抱える本町で交通障害の発生が容易に予想できる。

### 第3章 脆弱性評価の実施

#### 1 脆弱性評価の指針

本町の大規模自然災害等に対する脆弱性を精査し評価することは、効率的・効果的な地域の強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスである。

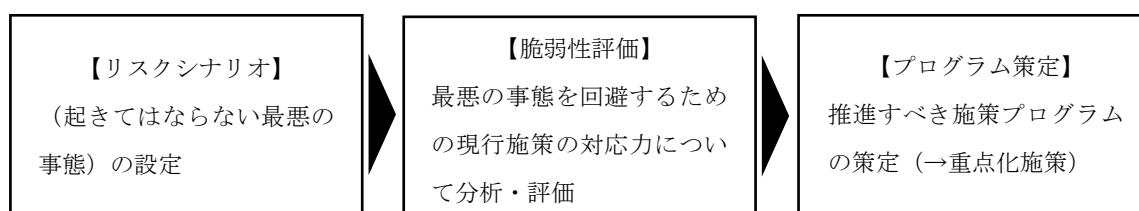
この指針は、黒松内町国土強靱化地域計画を作成するに当たって行うべき脆弱性評価を適切に実施する上で必要な事項を定めるものである。

#### 2 評価の方法

- (1) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価する
- (2) 「起きてはならない最悪の事態」を設定し、横断的に評価する
- (3) 投入されている人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価する
- (4) 施策の進捗を把握するため、出来る限り定量的に評価する

#### 3 評価の実施手順

- (1) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策及び進捗を把握するための指標の設定
- (2) 脆弱性の分析・評価
- (3) 施策プログラムの策定



#### 4 想定するリスクの設定

黒松内町国土強靱化地域計画の対象となるリスクは、国や北海道と同様に大規模自然災害とし、その範囲については、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とする。

(本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況等は「第2章第6項 災害履歴」を参照)

国土強靱化を進める上での町の4つの基本目標、すなわち

- ◎人命の保護が最大限図られること
- ◎社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ◎町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ◎迅速な復旧復興がされること

これら4つの基本目標を具体化した以下7つの「事前に備えるべき項目」のそれぞれを妨げる「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を次表のとおり設定する。

- ① 最大限の人命保護
- ② 迅速な救助、救急、医療活動等
- ③ 行政機能の確保
- ④ ライフラインの確保
- ⑤ 経済活動の機能維持
- ⑥ 二次災害の抑制
- ⑦ 迅速な復旧・復興

## 5 リスクシナリオ

事前に備えるべき項目		起きてはならない最悪の事態	
①	最大限の人命保護	1	地震による建造物倒壊・土砂崩れ・火災に伴う死傷者の発生
		2	大雨・融雪（両者の複合含む。）による内水・外水氾濫に伴う死傷者の発生
		3	大雨・融雪（両者の複合含む。）による建造物浸水・倒壊、耕作地冠水、道路冠水・崩壊の発生
		4	豪雪・暴風(雪)による死傷者の発生
		5	豪雪・暴風(雪)による建造物倒壊、道路途絶・交通障害、通信途絶
		6	厳冬期における避難対策不備に起因する死傷者の発生・被害の拡大
		7	情報・通信インフラダウンによる死傷者の発生・被害の拡大
②	迅速な救助、救急、医療活動等	1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2	自衛隊・消防・警察等による救助・救急活動の遅延
		3	被災住民に対する医療・福祉機能等の麻痺
③	行政機能の確保	職員・公共施設の被災による行政機能の低下	
④	ライフラインの確保	1	エネルギー供給の停止
		2	食料等の安定供給の停滞
		3	長期間にわたる上下水道の機能停止
		4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑤	経済活動の機能維持	1	サプライチェーンの寸断及び中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		2	町内外における物流機能等の大幅な低下
⑥	二次災害の抑制	1	被災後の耕作地・森林等の荒廃
		2	交通麻痺・火災の類焼等による死傷者の発生
⑦	迅速な復旧・復興	1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延
		2	復旧・復興等を担当する人材の絶対的不足

## 6 施策分野の設定

脆弱性評価は強靱化に関する施策の分野別に行うこととされており（基本法第17条第4項）、個別施策分野として ア 住宅・建造物、イ 交通・物流、エネルギー、ウ 保健医療・福祉、エ 情報通信、オ 産業構造、カ 地域保全の6分野、横断的な分野として、ア リスク・コミュニケーション、イ 老朽化対策、ウ 地域振興の3分野を設定した。

### (1) 個別施策分野設定

#### ア 住宅・建造物・生活環境

- ・住宅耐震化、出火防止対策の促進
- ・防災関連施設等（備蓄場所・備品）の整備
- ・応急仮設住宅、避難所の運営支援
- ・上下水道、浄化槽の維持管理
- ・河川管理

#### イ 交通・物流、エネルギー

- ・町道整備、避難経路の確保
- ・道路改良・橋梁の長寿命化の実施
- ・石油業協同組合と災害時における協定締結
- ・避難所における非常用電源の整備

#### ウ 保健医療・福祉

- ・医療・福祉施設防災機能の強化
- ・災害時医療、患者搬送体制の整備
- ・感染症予防対策、衛生環境の向上

#### エ 情報通信

- ・災害時情報伝達基盤の強化
- ・災害時の電源整備
- ・多様な情報インフラの整備

#### オ 産業構造

- ・民間事業所の防災機能の強化
- ・観光産業及び農林業の基盤の整備
- ・事業継続計画の策定支援、避難訓練の実施

#### カ 地域保全

- ・ヘリコプター離着陸場の確保、整備
- ・洪水による浸水・地震（断層ずれ）による土砂災害防止対策の推進

### (2) 横断的な分野

#### ア リスク・コミュニケーション

- ・住民に対する防災教育、防災訓練の実施
- ・洪水ハザードマップの周知
- ・自主防災意識の向上

#### イ 老朽化対策

- ・公共施設の維持管理・耐震化の実施
- ・道路改良・橋梁の長寿命化の実施
- ・水道施設の耐震化、水道管の更新

ウ 地域振興

- ・道の駅等観光・交流関連施設の防災機能強化

## 7 脆弱性に対する施策分野の評価

### ①最大限の人命保護

<p>①1 地震による建造物倒壊・土砂崩れ・火災に伴う死傷者の発生</p> <p>【評価】</p> <p>(住宅・建造物等の耐震化)</p> <p>○ 一般住宅の耐震化率は、64.5%である。(平成21年5月 黒松内町耐震改修促進計画)</p> <p>福祉関連施設をはじめ公共施設については、多くの建物が耐震化改修を終えているものの、一部には昭和56年以前の有人建造物も現存することから、大規模地震が発生した場合には倒壊の恐れがあり、必要な耐震化整備を進める必要がある。</p> <p>○ 災害対策本部を設定する役場本庁舎は平成26年度に耐震改修を完了したが、指定避難所、福祉避難所に指定している25施設の内、1ヶ所については耐震化が未実施の状況にあり、倒壊・天井脱落対策等の耐震化整備の促進または、代替施設への避難所指定変更の必要がある。</p> <p>○ 町営住宅の耐震化率は90%であるが、残り10%の耐震化を進める必要がある。</p> <p>(建造物等の老朽化対策)</p> <p>○ 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから「黒松内町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要である。</p> <p>○ 町営住宅の老朽化対策については、「黒松内町 住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施が必要である。</p> <p>(避難場所等の指定・整備)</p> <p>○ 現在、広域避難場所及び指定避難所をそれぞれ設定しているが、一部は災害種別対応となっている。災害種毎の避難所の見直し・再指定の実施、適切な避難経路の設定、避難体制の確保の実施が必要である。</p> <p>また、見直し・指定した内容の住民周知が必要である。</p> <p>(緊急輸送道路等の整備)</p> <p>○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路については、国や北海道と連携を図り整備の推進が必要である。また、被災時においては、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建造物の耐震化の推進が必要である。</p> <p>(その他)</p> <p>○ 各種災害による火災の未然防止や被害低減を図るために、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組の促進が必要である。</p>
<p>①2 大雨・融雪(両者の複合含む。)による内・外水氾濫に伴う死傷者の発生</p> <p>【評価】</p> <p>(内水氾濫)</p> <p>○ 大雨時に河川と繋がる樋門を閉じることで家屋がある土地の高さが、河川の水位よりも低くなると内水氾濫が発生する地域があり、地盤の改良やポンプによる排水能力向上</p>

<p>が必要である。</p> <p>(外水氾濫等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朱太川は河川改修のため一部が自然の形を変えている。改修箇所をはじめ過去の越水箇所に対し護岸工事などにより堤防強化などの対策が必要である。</li> <li>○ 寺の沢川はこれまでに越水したことはないが、過去の災害では水位が護岸の天端近くまで上昇したことから、寺の沢川の河川改修及び洪水調整施設の検討などの対策が必要である。</li> </ul>
<p>① 3 大雨・融雪（両者の複合含む。）による建造物浸水・耕作地浸水・道路冠水の発生</p> <p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に市街地から北部地域は海拔 20 数メートル以下と低地であるため、氾濫・堤防決壊等による浸水で家屋の 1 階以上の水没、耕作地冠水の可能性がある。また、低地であるが故、その後の自然排水には期待できず、排水能力向上が必要である。</li> </ul>
<p>① 4 及び 5 豪雪・暴風（雪）による建造物倒壊等に伴う死傷者の発生</p> <p><b>【評価】</b></p> <p>(豪 雪)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豪雪地帯ではあるものの、豪雪による家屋・有人建造物倒壊の報告は少ない。しかしながら、古い民家・空き家等が増えてきていることから今後、倒壊の危険性は高まっている。</li> </ul> <p>公共施設などの不特定多数の人が集まる建物については、従来同様の管理をしている限り豪雪による倒壊の危険性はない。</p> <p>(雪 崩)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人命に係るような雪崩が発生する危険性がある場所は無ことから多数の死傷者が発生することはない。</li> </ul> <p>(二次災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豪雪による通行止めは町内の道路ではわずかである。猛吹雪などの大雪の可能性がある時には、事故の危険性が高いことから外出を控えるなど、防災行政無線等により呼びかけを行う必要がある。</li> <li>○ 豪雪時においても町道の通行を確保し安定した除排雪作業を実施するため、定期的な除雪機械の更新が必要である。</li> <li>○ 風倒木及び着雪による断線から、大規模停電の危険性がある。特に風倒木に関しては、日常から送電線際の伐木・枝打ち等適切な管理が必要である。</li> </ul>
<p>① 6 厳冬期における避難対策不備に起因する死傷者の発生・被害の拡大</p> <p><b>【評価】</b></p> <p>(防災用備品)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定避難所における採暖用資材として、ポータブル灯油ストーブと燃料が設置してある。ただし、各避難所に一律 2 基と収容人員数や収容部屋の広さに応じた設置台数・大きさではない。また、避難所によっては LP ガスボンベ及びガスコンロが設置されておらず、湯すら沸かせない状況である。非常用毛布の確保目標も 1 枚/人とまだまだ不足している。</li> </ul>

<p>厳冬期における避難様相を再考し、防寒・採暖用の資材の充実を図る必要がある。 (避難所電源のLPG発電機整備)</p> <p>○ 各指定避難所はLPG 発電機（出力：900W）を各所 1 台ずつ装備しているため、一定期間の採光・充電等は可能である。（LP ガスボンベ未設置指定避難所については、災害対策本部による準備・追送の処置が必要）</p> <p>(感染症予防対策、衛生環境の向上)</p> <p>○ 採暖・防寒処置が不十分な場合、高齢者・幼児及び低体力者等から体調不良者が発生する。また、当時の衛生環境によってはインフルエンザ・ノロウイルス等の発生もありうる。災害関連死の未然防止の観点からも、衛生資材の充実及び応急治療態勢の整備を図る必要がある。</p>
<p>① 7 情報・通信インフラのダウンに起因する死傷者の発生・被害の拡大</p>
<p><b>【評価】</b> (災害時情報伝達基盤の強化)</p> <p>○ 情報を発信するためのPCサーバが町内（ローカル）に有ると停電が長期化することでバックアップ電源が使えなくなり情報発信ができなくなるため、サーバはクラウド化する必要がある。</p> <p>また、光回線が直接断線することは少ないが、電柱や木が倒れ断線するケースが多く、幹線が断線すると地域への情報伝達ができない事態になってしまう。大規模災害時には、業者の早急な対策が困難になり復旧に時間を要するため、個人のスマートフォン、タブレット用アプリなど情報伝達手段の多重化の対策が必要になる。（従来の防災行政無線及び広報車巡回による情報伝達は継続）</p> <p>(災害時医療、患者搬送体制の整備)</p> <p>○ 患者発生時の緊急搬送・応急処置要請が困難（不能）となるため、患者個々と医療機関（または災害対策本部）相互の連絡手段を確保する必要がある。（警察・消防等による住家巡回は継続）</p>
<p>②迅速な救助・救急・医療活動等</p>
<p>② 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p><b>【評価】</b> (物 流)</p> <p>○ 黒松内町地域防災計画では、非常食・飲料水等 480 名分の確保を目標とし計画的に備蓄しているが、一部に確保目標数未到達の物品や欠落している物品がある。それら物品の購入を努めて早期に充足する必要がある。</p> <p>また、主要幹線道路が途絶した場合、食料等の輸送が困難となることから、非常時における町内企業・店舗等と物資提供に関する協定締結や関連する対策を協議する必要がある。併せて、住民に対しても非常時における一定期間の自活のための食料・飲料水・燃料等の備蓄を促す必要がある。</p>
<p>② 2 自衛隊・消防・警察等による救助・救急活動の遅延</p>
<p><b>【評価】</b></p> <p>○ 本町を警備隊区とする陸自第 28 普通科連隊第 3 中隊（函館）が被災し災害派遣出動</p>



困難な場合、当面の代替部隊としては同連隊の他中隊または倶知安駐屯部隊となる見込みであるが、迅速な現場進出・救助活動を期すために、近隣駐屯地に対して本町への複数のアクセスルートを事前に情報提供しておく必要がある。

- 本町の警察（駐在所 2 ヶ所 2 名）、消防（消防支署 1 ヶ所 15 名）による町内全域同時多発的に発生した災害対応には、人員が絶対的に不足し自ずと活動に限界が生ずる。このような現状から、消防団の人員は極めて貴重である。消防団の人員維持のため、団員確保の支援及び技術力維持向上を図るための教育研修を推進する必要がある。
- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備を行う必要がある。

## ② 3 被災住民に対する医療・福祉機能の麻痺

### 【評価】

（医療施設及び関係者）

- 本町内の医療施設は実質的には診療所 1 ヶ所で入院は 19 床であり、町内において大規模災害が発生した場合には、患者対応の診療所職員（医師・看護師）は絶対的に不足している状況であることから、北海道医師会（寿都医師会）に対して医師・看護師の支援要請を行う必要がある。
- 近郊の自治体からの支援を受け入れるための体制整備、近隣町村への重症患者の受け入れ体制を検討、整備する必要がある。  
（道路改良・橋梁の長寿命化の実施）
- 近隣市町村から支援を受ける必要があるとき、町内主要幹線道路が途絶・分断する可能性があることから、災害支援の重要基盤である国道・道道及び付随する橋梁等の整備・補強（強靱化）を要望する必要がある。

## ③行政機能の確保（職員・公共施設の被災による行政機能の低下）

### 【評価】

（職員）

- 人口減少が進むことで職員の数を減らさなければならない状況に直面することが予測される。さらに職員が被災してしまうと一層減ることになり行政機能を維持することが困難になることから、広域的な対策を検討する必要がある。  
（庁舎代替施設の確保）
- 庁舎（災害対策本部）機能を維持するため、予備施設を確保する必要がある。  
（災害時情報伝達基盤の強化）
- 町BCPに基づく重要データのバックアップ、サーバのクラウド化等非常時業務継続における抗堪性向上が必要である。また、非常時業務継続及び関係機関との連携・調整にあたり、通信手段として衛星通信（携帯電話）、道情報システム（個別の非常用電源装備）を確保している。  
（火葬等）
- 葬祭場の被災も予想されることから、遺体安置所の確保及び近隣町村との火葬作業の調整が必要である。

## ④ライフラインの確保

### ④ 1 エネルギー供給の停止

**【評価】**

(石油業協同組合と災害時における協定締結)

- 平成 30 年 9 月に発生した、胆振東部地震の時にブラックアウト及び石油不足が発生しエネルギー供給がストップする可能性を体験し、石油業協同組合と早期の協定締結が必要であると共に、石油以外のエネルギーを考えなければならない。  
本町は、豪雪地帯であり太陽光発電は冬期間厳しいことから、LPガスや風力発電など様々なエネルギーの活用を検討する必要がある。
- 電力供給停止が長期化した場合、指定避難所である総合体育館及び黒松内小学校の太陽光発電が有効である。非常時の使用に備え、定期的な点検・整備・稼働確認が必要である。
- 石油供給ネットワークが停止しガソリンスタンドの貯蓄が無くなると車や家庭の暖房、非常用電源も使えなくなる。石油業協同組合と早期の協定締結が必要である。  
また、指定避難所におけるLPガスは、家庭設置の物の転用が可能であるため、ある程度の期間分は確保することができる。町内のガス事業者との災害時協定締結が必要である。
- 町は、ブラックアウトの教訓から大型発電機を購入した。今後、追加購入の他、発電機用燃料の安定確保について検討する必要がある。

④ 2 食料等の安定供給の停滞

**【評価】**

- 胆振東部地震の時には、本町内コンビニエンスストア1店舗、Aマートなどでも食料の不足が約1週間続いた。本町で全住民分1週間分の食料を備蓄することは困難であることから各家庭で家族分の食料を備えておくように周知する必要がある。

④ 3 長期間にわたる上下水道機能停止

**【評価】**

- 貯水施設は、自家発電機を設置することで稼働させることは可能だが、水道管が途中で破裂や断裂することが考えられる。このことから貯水施設を継続的に動かすための自家発電機を準備するための体制、迅速な給水車支援の要請（併せて、飲料水用のポリタンク等の準備）を検討する必要がある。
- 下水処理施設が長期的に停止すると、ほとんどの施設や家庭が下水道を利用していることから汚水の処理が出来なくなる。このことから住民への家庭用簡易トイレ常備の周知、防災用備品として簡易トイレ・処理セットを備蓄する必要がある。  
また、施設の雨水流入に伴う処理方法についても検討する必要がある。

④ 4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

**【評価】**

- 地域交通の麻痺により、移動に支障をきたす住民が予想されることから、町内のタクシー会社との協定締結が必要である。
- 避難時や災害後の住民移動手段としてのバスの運行が見込まれることから、委託会社との災害時協定の締結が必要である。

## ⑤経済活動の機能維持

### ⑤ 1 企業活動等の停滞

#### 【評価】

○民間事業者によるBCP（事業継続計画）の策定や新耐震基準以前に建てられた事業所を優先的に耐震診断、耐震改修するなどの取組が必要である。

（産業）

○耕作放棄による農地の荒廃を防ぐため、担い手の育成・確保や農業経営の活性化、農業基盤整備を推進する必要がある。

### ⑤ 2 町内外における物流機能等の大幅な低下

#### 【評価】

（交通インフラ）

○国道5号、37号、229号及び町内主要道道の道路整備、橋梁等の長寿命化、災害危険個所への防災工事を北海道開発局（国土交通省）に要望する必要がある。

## ⑥二次被害の抑制（耕作地・森林等の荒廃）

#### 【評価】

○特産品である牛肉・乳製品等の風評被害に対応するため、正確な情報発信のための体制を整備する他、近隣町村と連携した黒松内ブランド力強化を図る必要がある。

## ⑦迅速な復旧・復興

### ⑦ 1 災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延

#### 【評価】

○災害復旧時に大量に排出されるであろう災害廃棄物を集積する場所を指定するとともに、その処理要領も検討する必要がある。

### ⑦ 2 復旧・復興等を担当する人材の絶対的不足

#### 【評価】

○町内の災害復旧をおこなうための人材等が不足している状況である。災害対策の人材育成や、北海道、北海道開発局（国土交通省）、自衛隊などの関係団体との連携が必要となる。

## 8 脆弱性評価の結果

脆弱性の評価・分析を実施するために、「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための施策毎に現状と課題の分析を実施し、以下の4つを脆弱性評価のポイントとして評価した。

### (1) ハード・ソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害の発生に対して、公共施設、道路の整備といったハード施策と防災訓練・教育といったソフト施策を適切に組み合わせる必要がある。

しかしながら、これら施策の実行にあたり財源に限りがあることを踏まえ、この取組をできるだけ効果的・効率的にするためには、施策の重点化を図りつつ、強靱化を推進していく必要がある。

(2) 代替性・融通性等の確保

施設の整備、システム等において、いかなる災害が発生しようとも機能を維持することが必要であることから、代替施設（手段）の確保、システムのバックアップ等、代替性・融通性を確保する必要がある。

(3) 国・北海道・民間との連携

国土強靱化を推進していくためには、町の実績だけでは不十分であることから、国・北海道・民間事業者等関係諸団体と情報共有を行い、連携を図る必要がある。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

本町には、直下型巨大地震及び大雨（融雪）による河川氾濫等の自然災害の脅威が顕在することから、これらの災害個々に対する防災対策を講じていくことが重要である。

また、本町は道央圏と道南圏を接続する地上交通・物流の要衝で、朱太川を中心とした豊かで美しい自然環境を有しており、農牧業や福祉が主要産業である。災害によりこうした産業が衰退することは、本町の経済活動の停滞や人口流出の恐れがあることから、人命の保護を最優先としつつ、これらの産業基盤を守ることも重要である。

## 第4章 強靱化の推進方針

### 1 計画の推進期間など

黒松内町地域強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本町の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要になることから、本計画の推進期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間とするも、計画期間内においても、国・道の計画の大修正や情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行う。

また、本計画は、本町の他の分野別計画において、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。

### 2 施策の重点化及び推進方針

強靱化の取組を効果的かつ効率的に推進していくためには、施策の重点化を図りながら推進する必要がある。

本計画では、第3章第4項で行った脆弱性評価21項目の「起きてはならない最悪の事態」の中から人命保護、緊急性、本町の地域特性などの観点から、特に回避すべき11項目の【重点化施策】を選定し、施策を推進する。

### 3 施策の進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、総務課が統轄となり各所管課が個別プログラムを推進し連携して進捗を管理するとともに、国や道等と連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげる。

別 紙

●基本目標

- ◎人命の保護が最大限図られること
- ◎社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ◎町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ◎迅速な復旧復興がされること

●リスクシナリオ及び重点化施策

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
① 最大限の人命保護	1	地震による建造物倒壊・土砂崩れ・火災に伴う死傷者の発生 【重点化施策】	
	2	大雨・融雪（両者の複合含む。）による内水・外水氾濫に伴う死傷者の発生 【重点化施策】	
	3	大雨・融雪（両者の複合含む。）による建造物浸水・倒壊、耕作地冠水、道路冠水・崩壊の発生 【重点化施策】	
	4	豪雪・暴風(雪)による死傷者の発生	
	5	豪雪・暴風(雪)による建造物倒壊、道路途絶・交通障害、通信途絶	
	6	厳冬期における避難対策不備に起因する死傷者の発生・被害の拡大 【重点化施策】	
	7	情報・通信インフラダウンによる死傷者の発生・被害の拡大 【重点化施策】	
② 迅速な救助、救急、医療活動等	1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 【重点化施策】	
	2	自衛隊・消防・警察等による救助・救急活動の遅延	
	3	被災住民に対する医療・福祉機能等の麻痺 【重点化施策】	
③ 行政機能の確保		職員・公共施設の被災による行政機能の低下 【重点化施策】	
④ ライフラインの確保	1	エネルギー供給の停止	
	2	食料等の安定供給の停滞	
	3	長期間にわたる上下水道機能停止 【重点化施策】	
	4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
⑤ 経済活動の機能維持	1	サプライチェーンの寸断及び中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 【重点化施策】	
	2	町内外における物流機能等の大幅な低下	
⑥ 二次災害の抑制	1	被災後の耕作地・森林等の荒廃	
	2	交通麻痺・火災の類焼等による死傷者の発生	
⑦ 迅速な復旧・復興	1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延 【重点化施策】	
	2	復旧・復興等を担当する人材の絶対的不足	

●関連事業一覧

※関連事業：黒松内町第4次総合計画中、各課等が担当する実施計画において、本計画（リスクシナリオ）に対応する事業

シリオ 番号	事業名		担当課	指 標		備 考
				令和2年度	令和7年度	
②	保健衛生管理事業	1	保健福祉課	継 続	継 続	
①	小学校管理事業	2	教育委員会	継 続	R4 白小大規模改修	R15 黒小大規模改修
①	中学校管理事業	3	教育委員会	継 続	継 続	R9-10 大規模改修
①	町民センター管理事業	4	教育委員会	継 続	100	
①	生涯学習館管理事業	5	教育委員会	継 続	100	
①	体育館施設管理事業	6	教育委員会	継 続	継 続	
①	学校給食センター建設工事	7	教育委員会	実施設計	100	R4 工事
⑤⑥	農業振興管理事業	8	産業課	継 続	継 続	
①②	地図情報システム更新管理事業	9	産業課	継 続	継 続	
⑤⑥	畜産管理事業	10	産業課	継 続	継 続	
⑤⑥	牧場管理事業	11	産業課	継 続	継 続	
⑤	林業管理事業	12	産業課	継 続	継 続	
⑤	加工センター運営事業	13	産業課	継 続	継 続	R12 規模改修
①	除雪管理事業	14	建設水道課	継 続	継 続	R8 以降除雪機械購入
①	河川整備維持事業	15	建設水道課	継 続	継 続	
⑦	災害復旧対策事業	16	建設水道課	(継続)	(継続)	災害復旧事業生起時
①	河川維持管理事業	17	建設水道課	継 続	継 続	
①	住宅管理事業	18	建設水道課	継 続	継 続	
①	町営住宅等修繕事業	19	建設水道課	継 続	継 続	
①	地域住宅整備事業	20	建設水道課	継 続	継 続	
①	白井川団地整備事業	21	建設水道課	継 続	100	
①	町営住宅個別改善事業	22	建設水道課	継 続	継 続	
④	簡易水道管理事業	23	建設水道課	継 続	継 続	
④	簡易水道施設整備維持事業	24	建設水道課	継 続	継 続	
④	簡易水道施設整備事業	25	建設水道課	継 続	継 続	
④	下水道整備事業	26	建設水道課	継 続	継 続	
④	浄化槽整備事業	27	建設水道課	継 続	継 続	
①④	土木総務管理事業	28	建設水道課	継 続	継 続	

計財 番号	事業名		担当課	指 標		備 考
				令和2年度	令和7年度	
①②	道路橋梁管理事業	29	建設水道課	継 続	継 続	
①	町道維持事業	30	建設水道課	継 続	継 続	
①	橋梁長寿命化対策事業	31	建設水道課	継 続	継 続	
①	防災施設管理事業	32	総務課	継 続	継 続	
①	防災行政無線管理事業	33	総務課	継 続	継 続	
①	防災訓練事業	34	総務課	継 続	継 続	
①	防災管理事業	35	総務課	継 続	継 続	
①④	財政管理事業（土地購入）	36	総務課	継 続	継 続	
①	施設等整備維持事業	37	総務課	継 続	継 続	
①	庁舎管理事業	38	総務課	継 続	継 続	
①	分庁舎管理事業	39	総務課	継 続	継 続	
①	町公式ホームページ管理事業	40	企画環境課	継 続	継 続	
①	地域情報通信網維持管理事業	41	企画環境課	継 続	継 続	
⑦	姉妹都市提携交流事業	42	企画環境課	継 続	継 続	
⑤	交流施設管理事業	43	企画環境課	継 続	継 続	
⑥	里地里山再生保全事業	44	企画環境課	継 続	継 続	
④	エコライフ・エコエネルギー 推進事業	45	企画環境課	継 続	継 続	
⑥⑦	環境管理事業	46	企画環境課	継 続	継 続	
⑤	商工振興管理事業	47	企画環境課	継 続	継 続	
⑤	観光振興事業	48	企画環境課	継 続	継 続	
④	地方公共交通維持事業	49	企画環境課	継 続	継 続	
⑦	廃棄物等処理対策事業	50	住民課	継 続	継 続	
④	汚物等処理対策事業	51	住民課	継 続	継 続	
③	火葬業務事業	52	住民課	継 続	継 続	
①②	消防費負担金	53	消防支署	継 続	継 続	

※指標：「100」で完了

黒松内町国土強靱化地域計画

令和2年3月発行

令和3年2月一部改訂

黒松内町

〒048-0192

北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1

TEL 0136-72-3311

FAX 0136-72-3316

e-mail [syomu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp](mailto:syomu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp)